

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	大分県臼杵市

臼杵市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大分県臼杵市農林振興課農林基盤整備室
所在地 大分県臼杵市野津町大字野津市326番地の1
電話番号 0974-32-2220
FAX番号 0974-32-2224
メールアドレス

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ アライグマ
計画期間	令和8年度 ~ 令和10年度
対象地域	大分県臼杵市

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲・イモ類・果樹	0.75ha 1,120千円
シカ	稲・野菜・果樹	0.05ha 157千円
サル	麦・野菜・果樹	0.26ha 484千円
小動物(タヌキ・アナグマ・アライグマ)	野菜・果樹・イモ類	0.11ha 260千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

<p>【イノシシ】 山林に隣接した農地を中心に市内全域で恒常的に被害が見られる。具体的に、春は野菜の他にタケノコ・シイタケといった特産物の食害及び、田の畔の掘り起こし被害があり、初夏から秋にかけては稲を中心とし食害の被害がみられる。 また市の主要産品である甘薯の生産地である野津地区においては、防護柵未設置の畑が掘り起こし及び食害の被害を受けており、生産エリアの拡大に伴い、その被害も増加傾向にある。</p> <p>【シカ】 麦・水稻・ミカンを中心に年間を通して被害が発生している。山林においては、スギ・ヒノキを中心に樹皮の剥皮被害のほか、造林木の食害により、10年生でも樹高が1mに満たないなどの被害が発生している。</p> <p>【サル】 麦・野菜・果樹・イモ類の食害が、年間を通じて発生している。また、離れザルが住宅地へ出没することで、地域住民から生活環境被害の報告もあがっている。</p> <p>【アライグマ】 年々目撃情報が増えており、特にスイカ・メロン又、果樹等の被害が拡大している。</p> <p>【その他】</p>
--

過疎化や後継者不足等を抱える集落においては年間を通じ、鳥獣による農林作物の被害が増大しており、農林収益の減少のみならず営農意欲も減退している状況である。又、防護柵(金網柵)の耐用年数が経過しているものについて、イノシシによる掘り起こしによる侵入により水稻の被害が拡大している。

- (注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
イノシシ	0.75ha 1,120千円	0.50ha 1,000千円
シカ	0.05ha 157千円	0.03ha 120千円
サル	0.26ha 484千円	0.24ha 400千円
小動物(タヌキ・アナグマ・アライグマ)	0.11ha 260千円	0.09ha 230千円

- (注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲班(臼杵10班、野津9班)を編成し、被害発生予察による捕獲活動を実施。 ・捕獲班へ捕獲報奨金を助成 ・猟友会に箱ワナを委託 ・被害鳥獣の追払い ・実施隊の捕獲活動 ・サル捕獲用箱ワナ設置	・狩猟者(捕獲班員含む)が減少、高齢化しており、狩猟者を増やす必要がある。 ・実施隊員を増加し捕獲実施体制の強化を図る必要がある。 ・サルやアナグマ等の住宅地周辺の出没が増加傾向にあり、駆除活動が難しくなっている。 ・アナグマ等小動物の捕獲実施体制の強化を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	ワイヤーメッシュ策、電気柵等の防護柵設置費の一部を助成	・電気柵設置については、設置方法の不備がみられるため、正しい設置方法について指導を徹底する必要がある。 ・高齢者が多く、自力施工が難しい地区への対策や、設置後の草刈、修繕など維持管理と、住民による自己防衛意識の醸成が必要とな

生息環境管理その他の取組	・放任果樹除去の徹底 ・鳥獣被害対策セミナー研修の参加	る。 ・耕作放棄地等における放任果樹について指導の徹底をしていく必要がある。 ・鳥獣被害対策関連のセミナーへの参加呼びかけ等、地域住民の参加を促す広報活動の必要がある。
--------------	--------------------------------	--

- (注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 - 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5)今後の取組方針

国の交付金を活用した集落ぐるみでの防護柵設置や、市単独自事業による電気柵等の侵入防止柵設置に対する補助により、引き続き鳥獣による農林産物被害の軽減を図る。

効果的な捕獲を図るため、各市の境界地域において同日捕獲活動等の共同捕獲活動を実施する。

各市の被害防止対策状況について情報交換・共有し、必要に応じて連携を図る。

地域住民による主体的な鳥獣害対策の実施に向け、実施隊員による集落点検や放任果樹の除去についての指導や、被害対策セミナー等の広報などを実施。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器や GIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

現在、臼杵市は9人(野津6人、臼杵3人)の実施隊員を任命している(うち2人は市職員)。令和8年度より市職員を2人任命し11名で、鳥獣被害等の通報があった際に、ワナ等による捕獲が可能な体制を整備。

各市一斉捕獲活動日の設定や共同捕獲等の実施等、隣接市の捕獲班と連携し、効率的・効果的な捕獲の実施体制を整備。

- (注)1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ	対象鳥獣の捕獲に対し報奨金を支給することで捕獲強化を図る。 また、狩猟免許初心者講習会への補助を行い、担い手の確保を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシ、シカ、については、順調に捕獲をしており被害状況も横ばいか右肩さがりとなっている。サルについては、5群ある集団の頭数の増加により被害が拡大している。以上のことからイノシシ・シカにおいては計画数の維持又、サルについては捕獲目標数を検討した</p> <p>○イノシシ 生息維持により、持続的な捕獲を行う必要があるため、計画数を2,000頭とする。</p> <p>○シカ 生息維持により、持続的な捕獲を行う必要があるため、計画数を2,500頭とする。</p> <p>○サル 近年農作物への被害が拡大しており、追払い活動と併せて5群ある集団の計画捕獲100頭、一般捕獲50頭で計画数を150頭とする。</p> <p>○小動物(アナグマ・タヌキ・アライグマ等) アナグマ、タヌキについては、市内で広範囲に生息しており、今後も被害が拡大する恐れがあるため、それぞれ計画数はアナグマ400頭、タヌキ150頭とする。アライグマについては、生息が拡大しており計画数は40頭とする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
シカ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
サル	150頭	150頭	150頭
タヌキ	170頭	170頭	170頭
アナグマ	400頭	400頭	400頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害が拡大している地区を中心に、鳥獣捕獲班により銃及びワナによる捕獲を、通年で実施し被害の防止に努める。 アナグマ等の小動物については、被害情報があれば随時、小動物用箱ワナ等により捕獲を実施する。

(注)1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
サルなど、警戒心が強くワナや散弾銃による捕獲が困難な場合については、今後ライフル銃を用いた長距離射撃による捕獲について検討する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
臼杵市	本計画の対象鳥獣に同じ(平成7年4月1日)

(注)1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ サル	電気柵 5km WM柵15km (複合柵を含む)	電気柵 5km WM柵15km (複合柵を含む)	電気柵 5km WM柵15km (複合柵を含む)

(注)1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ	防護柵及びその周辺環境等、管理状況を確認し、破損や不備が有れば、適宜改善指導を行う。	防護柵及びその周辺環境等、管理状況を確認し、破損や不備が有れば、適宜改善指導を行う。	防護柵及びその周辺環境等、管理状況を確認し、破損や不備が有れば、適宜改善指導を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ	耕作放棄地等における、放任果樹除去。 集落における、追払い活動、柵周辺の草刈り、放任果樹除去等、集落環境対策活動の普及及び指導

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等につて記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
臼杵市	・被害状況の把握および周辺住民への情報提供、対応手段に関すること。
臼杵津久見警察署	・被害状況の把握および周辺住民への情報提供、対応手段に関すること。

	・装薬銃の使用に関する指導、監督
臼杵市猟友会 鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣の追払い、捕獲に関すること ・パトロール等被害防止活動を行う
大分県中部振興局	・被害状況の把握及び対応手段の検討に関すること

(注)1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2)緊急時の連絡体制

別紙のとおり

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、捕獲従事者が自家消費や埋設等により、適切に処理をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1)捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	猟友会員が行う、処理加工施設への持ち込み。 年間イノシシ・シカ 20頭
ペットフード	猟友会員が行う、処理加工施設への持ち込み。 年間イノシシ・シカ 20頭
皮革	
その他(油脂、骨製角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2)処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
臼杵市猟友会	鳥獣捕獲及び追払いの実施
大野郡森林組合 臼津関森林組合	森林被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
大分県農業協同組合南部事業部 大分県農業共済組合南部支所 臼杵市椎茸振興協議会 臼杵市認定農業者協議会 農業委員	農業被害の情報収集および被害防止対策の普及啓発
臼杵市	会の総括

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大分市鳥獣被害防止対策協議会	鳥獣捕獲、被害防止対策、集落点検活動等に関する情報共有
津久見市鳥獣被害防止対策協議会	
由布市鳥獣被害防止対策協議会	
大分県中部地域鳥獣被害現地対策本部	
大分県農林水産研究センター 林業試験場	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 23 年度設置
令和 7 年度現在9人(うち 市職員3人、民間隊員6人)令和 8 年度より市職員2人増加し11人体制
市職員による追払い及び捕獲活動、集落点検民間隊員による追払い及び捕獲活動、被害パトロール、捕獲指導、集落点検

- (注)1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会等に積極的に参加し、鳥獣被害対策アドバイザーとして、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開する。また、地域住民の研修参加を促す事で地域ぐるみでの集落環境対策を推進する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合、共済組合等の組織とともに、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。
令和5年度から7年度まで県と連携して、甘藷産地サル対策事業を行い群の頭数・生体・群の行動を調査・把握し令和8年度より活用を行い計画的な捕獲活動を推進する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。